



INF 条約と米国の安全保障（前編）—ロシアの条約違反問題と米国の対応

新垣 拓 地域研究部米欧ロシア研究室
 第 95 号 2019 年 3 月 15 日

NIDS コメンタリー

はじめに

2019 年 2 月 1 日、ポンペオ国務長官は、中距離核戦力(Intermediate Range Nuclear Force)全廃条約(以下、INF 条約)にロシアが「重大な違反」を長年続けていることを理由として、米国は同条約の運用を翌日付で停止することを発表した。その 2 月 2 日には、ロシアをはじめとする締約国に INF 条約脱退を正式に通告したことを明らかにした¹。

1987 年 12 月に成立した INF 条約は、当時冷戦にありながらも、米ソが既に保有していた特定の兵器を削減(全廃)することに初めて合意した、歴史的な軍備管理協定である。したがって、昨年 10 月に表面化した同条約脱退に向けた動きは、大きな衝撃を与えた。

本コメンタリーでは、INF 条約と米国の安全保障をめぐる近年の動向について解説する。前編となる本稿では、そもそも INF 条約とはどのようなルールなのか、その主要な規定を確認した上で、ロシアの条約履行義務違反(以下、条約違反)問題と米国の対応、それらに対するロシアの反応、トランプ政権における最近の取り組みについて論じる。後編では、INF 条約脱退をめぐる米国内でどのような議論が展開されているのか、条約脱退に肯定的な立場と否定的な立場の両者について考察し、今後の焦点について論じる。

INF 条約の概要

INF 条約は、1987 年 12 月 8 日に米国とソ連との間で署名され、翌年 6 月 1 日に発効した²。全体で 17 の条文から構成されるこの条約には、3 つの主要な目的が含まれている。第 1 には、特定の射程を有するミサイルの開発／保有を禁止すること、第 2 には、当時

すでに米ソが保有・配備していた禁止対象ミサイルを全て廃棄すること、最後に、条約義務の履行を確保し維持することである。

第 1 の点について、INF 条約では地上発射型の短距離ミサイルと中距離ミサイルという運搬手段の保有が禁止されている。前者は 500km～1000km、後者は 1000km～5500km の射程を有するミサイルと定義され、総じて、500km～5500km の射程を有する地上発射型の弾道ミサイル(GLBM)及び地上発射型の巡航ミサイル(GLCM)の保有が禁止されている(第 1 条、第 2 条)³。

ちなみに、INF という略称から誤解されやすいが、同条約では核／通常も含めて弾頭については規定されていない。交渉の際には、通常弾頭については保有を認めるべきという議論もあったが、実際に配備されたミサイルが核弾頭と通常弾頭のどちらを搭載しているのか判断できないという理由で、規定は設けられなかった。

第 2 の目的に関して、同条約は廃棄対象となるミサイルの具体名が全て列挙され、廃棄に向けた段階的プロセスが定められている。

短距離ミサイルでは米国のパーシング IA、ロシアの SS-12、SS-23 の全廃(発効から 3 年以内)、中距離ミサイルでは米国のパーシング II、BGM-109G(GLCM)、ロシアの SS-20、SS-4、SS-5 の全廃(発効から 18 カ月以内)が規定されている。ここで特徴的なのは、廃棄対象とされるのはミサイルだけでなく、その発射機やミサイル／発射機の支援・整備に必要となる施設、関連装備も含まれているということである(第 3 条、第 4 条、第 5 条)。

廃棄手順に関しては、対象となるミサイル／発射機の数量や場所に関するデータの事前交換やデータ

ベース作成を定めた覚書を作成すると共に、具体的な廃棄手続・作業手順を定めた議定書についても合意し、INF 条約の一部としてこれらを盛り込んだ(第 9 条、第 10 条)⁴。

この廃棄に関する議定書では、例えばパーシング II については、ミサイルの各段を爆薬又は焼却により廃棄すること、固体燃料、ロケットノズル、モーターケース、核弾頭を除く先端部分は焼却、粉碎、プレス解体により廃棄することなど、対象となるミサイルや発射機毎に廃棄の手順が細かく定められている。また、展示(static display)用として、エンジン等を取り除き運用できない状態にされたミサイルや、キャニスター、発射機の保存がそれぞれ 15 基まで認められている。

これらの規定に基づき、米ソは両国合わせて対象となるミサイル 2,692 発(米国 846 発、ソ連 1,846 発)を 1991 年 5 月までに全廃した⁵。

第 3 の履行の確保に関して INF 条約では、まず保有禁止となるミサイルの飛翔実験、ミサイル及び発射機の製造が禁止されている(第 6 条、第 7 条)。さらに、廃棄プロセスやその後の遵守状況の確認のために現地査察(通告型査察、常駐型査察)、国内技術手段を通じた検証措置が規定されている(第 9 条、第 10 条、第 11 条)。

現地査察については、データ申告、廃棄実施、廃棄完了の検証を目的としたものであり、条約発効から最短で 3 年間、最長で 13 年間、米ソが相互に現地査察を実施する権利を有することが規定されている。これに加えて、現地査察の手続・手順を定めた議定書も条約の一部となっている⁶。廃棄プロセスの検証については、人工衛星による監視等を含む自国の検証技術手段(national technical means)を使用することも規定されている(第 12 条)⁷。

条約履行や実施過程で浮上した問題については、それらを協議する場として特別検証委員会(SVC)が設置された他、1987 年 9 月に米ソ間の合意により設置された核危機低減センターを通じて関連データを交換することも定められている(第 13 条)。

条約の有効期間は無期限であるが、規定内容により締約国の「究極の利益(supreme interests)」が危険に晒された場合、その 6 カ月前に書面で他の締約国に対して通告するかたちで、条約から脱退する権利

を有するとされる(第 15 条)。また、締約国は条文修正を提案することができ、それが合意された場合には、締約国の国内手続が完了した時点で修正点が効力を有することも規定されている(第 16 条、第 17 条)。

このように、INF 条約は①短／中距離射程の GLBM/GLCM、それらの発射機、支援施設の保有禁止、②米ソが当時保有していた対象ミサイル等の全廃、③複数の検証制度を通じた対象ミサイル等の廃棄、開発・製造の凍結の実施確保／監視、を主要な規定としている。冷戦にありながらも、米ソがこのような内容で合意できたことは画期的であり、INF 条約が歴史的な軍備管理協定とされる所以である。

ロシアの INF 条約違反問題

ロシアによる INF 条約の履行義務違反を米国が認識したのは、ブッシュ(子)政権期の 2008 年であるといわれている。オバマ政権も、ロシアが実施したミサイル実験が INF 条約違反であると認定し、2011 年末には議会にもこの問題について説明していたとされる⁸。ただし、米国政府が公式にこの問題を指摘したのはその 3 年後である。

国務省の軍備管理・検証・遵守局は、2014 年 7 月に発表した年次報告書である『軍備管理、不拡散、軍縮協定及びコミットメントの遵守』(以下、軍備管理協定コンプライアンス報告書)において、ロシアが「500km～5500km の射程能力を有する GLCM の保有、製造、飛翔実験、或いはそのようなミサイルの発射機の保有又は製造を禁止した INF 条約の義務に違反していると決定した」ことを明らかにした⁹。

これ以降の軍備管理協定コンプライアンス報告書でも、ロシアが開発する地上発射型の巡航ミサイルが INF 条約に違反しているという状況が継続しており、是正されていないことが指摘されている。当初、米国が問題視しているミサイルが具体的に何であるのかは明示されてこなかったが、2018 年 4 月に発表された最新の軍備管理コンプライアンス報告書において、問題のミサイルが、GLCM の 9M729 であることが明らかにされた。

この状況を踏まえ米国政府は、その是正に向けてロシア政府に働きかけるのと並行して、NATO におい

て同盟国に対する説明も行っている。ロシア側への働きかけとしては、2013 年 5 月、ドニロン国家安全保障問題担当大統領補佐官がロシア連邦のパトルシェフ安全保障会議書記との会談において、この問題を米国として初めて指摘した。それ以降、米国はロシアとの外交当局間の協議等においてこの問題について取り上げると共に NATO への説明を行っている¹⁰。

近年の取り組みとして、米国は 2016 年と 2017 年に SVC を開催した他、2014 年、2015 年、2018 年に 2 国間の専門家会議を開き、ロシアが開発／配備中の 9M729 が INF 条約に違反している点について説明しながら、条約を遵守するよう求めてきた。ロシア側は当初、問題となっている巡航ミサイルの存在自体を否定していたが、2017 年 12 月 9 日、リャブコフ露外務次官は 9M729 の存在を公式に認めた。ただし、当該ミサイルは禁止される 500km 以上の射程を有しないとして、具体的な性能や開発における実験結果等の共有を拒否している¹¹。

INF 条約の成立 30 周年を迎えた 2017 年 12 月 8 日、トランプ政権はロシアの条約違反問題への対応策として、INF 条約統合戦略を発表した¹²。そこでは、ロシアが再び条約遵守に戻るための手段として、従来の外交的措置に加えて、経済的、軍事的措置を統合的に行うという方針が示された。また、この政策方針は、2018 年 2 月に公表された「核態勢見直し」(以下、NPR)においても示された¹³。

経済的措置としては、米国は条約違反となるミサイルの開発・製造に関わった企業への経済制裁が想定されている。実際 2017 年 12 月 20 日に米商務省は、9M729 及び発射機を開発製造するロシアのノヴェイター社とタイタン・バリカディ社が「米国の国家安全保障及び外交政策上の利益に反して行動している」ことを理由として、両社を米輸出管理規則(EAR)のエンティティ・リストに加えた¹⁴。これにより、EAR の対象品目全てについて両社向けの輸出、再輸出は原則不許可となる。

軍事的措置としては、「通常弾頭を搭載した地上発射型の中距離ミサイルシステムを含む軍事コンセプト

や選択肢の再検討」を通じた研究開発を開始することが示されている。この点に関して、ウィーバー統合参謀本部・戦略計画政策部副部長は、米国が新たな GLCM の研究開発を行っていることを認めている¹⁵。INF 条約では、地上発射型の短距離／中距離ミサイルの開発における飛翔実験は禁止されるものの、その段階以前の研究開発については禁止されていない。トランプ政権は、ロシアが条約遵守に戻ればこのプログラムを中止するとの立場を示している¹⁶。

連邦議会の態度

米国政府がこの問題を公にした 2014 年、議会も会計年度(FY)2015 年国防授權法(NDAA)(P.L.113-291)において、ロシアの INF 条約違反が米国や同盟国の安全に影響を与えているとして、条約を再び遵守する責任がロシアにあるとの認識を示した(第 1244 条)。これ以降の NDAA においても同様の立場が継続されており、具体的な対応策についても示されている。

2015 年 11 月に成立した FY2016NDAA(P.L.114-92)では、ロシアによる違反対象となるミサイルの開発状況や NATO 及び他の同盟国に行っている状況説明について議会に報告すること、さらにロシアの条約違反に対する軍事的措置として、①カウンターフォース能力、②相殺打撃(countervailing strike)能力、③GLCM に対するアクティブ・ディフェンス能力の開発計画を議会に提出するよう国防長官に求めている(第 1243 条)。

2017 年 12 月に成立した FY2018NDAA(P.L.115-91)では、サブタイトル E 全体を「2017 年 INF 維持法」として銘打ち、ロシアの INF 条約違反が継続する一方で米国だけが法的に拘束される状態は米国の国益とならないことや、ロシアによる条約の「重大な違反」により、INF 条約全体或いは部分的な運用停止という法的対抗措置を講じる権利を米国は有することが示されている(第 1242 条)。

また、ロシアが再び条約を遵守するための措置として、FY2016NDAA で示された上記の 3 つの軍事能

力の開発に追加予算(5800 万ドル)を与えるべきことや、500km~5500km 射程で通常弾頭を搭載した地上発射／移動式の巡航ミサイルの開発を開始するよう国防長官に求めている(第 1243 条)。さらに、INF 条約違反の責任を負うべき人物に対する経済制裁の計画を作成するよう大統領に求めている(第 1244 条)。

2018 年 8 月に成立した FY2019NDAA においても、ロシアの INF 条約違反により米国は同条約の全体又は一部の運用を停止する法的権利を与えられていることや、ロシアが再び条約を遵守するために FY2016NDAA や FY2017NDAA で示された各能力の開発、通常弾頭で移動式の GLCM の開発に予算を与えることが盛り込まれている(第 1244 条)。さらに、同条文では欧州への追加的なミサイル防衛システムの配備も追求することが含まれている。

このように、連邦議会もロシアが INF 条約に違反していると認識しており、ロシアが再び条約を遵守するために米国も経済制裁や軍事能力の開発といった措置を講じるべきとして、米政府の政策方針を支持している。

ロシアからの逆批判

このような INF 条約違反の指摘に対して、ロシアは条約違反を一貫して否定している。それどころか、米国こそ INF 条約に違反していると主張している。それらは、①ミサイル防衛システムの実験において禁止されている中距離ミサイルを標的として使用している、②無人機を運搬手段として使用している、③ミサイル防衛の迎撃ミサイル発射機が GLCM の発射機としても利用できる、というものである¹⁷。

第 1 の点に関して、米国はミサイル防衛システムの実験において様々な種類の標的ミサイルを使用している。それらのうちヘラ・ミサイルは、退役したミニットマン II ミサイル等のエンジンを改造して使用しており、1000km の射程を有する。ロシアは、ミニットマン II ミサイルのエンジンを使用した標的ミサイルは「中距離ミサイルの特徴と類似している」ため、INF 条約に違反すると主張している¹⁸。また、ロシアは米国がパーシングミサイルの誘導システムを標的ミサイルに使用して

いるという主張も行っている。

この主張に対して米国は、ヘラ・ミサイルは弾頭を搭載していないことから「ブースター・システム」であり、INF 条約では研究開発目的でのブースター・システムの使用を認めており(第 7 条第 12 項)、米国はこの規定に沿って実験を実施しその際にはロシア側に通知してきたと反論している¹⁹。

第 2 の点について、ロシアは米国が運用する無人航空機(UAV)が INF 条約で定義される GLCM であると主張している²⁰。INF 条約では、巡航ミサイルを「無人で、飛行経路の大部分を、エアロダイナミクスを使用して飛行する自己推進型の運搬手段」とであると定義している(第 2 条第 2 項)。

この主張に対して米国は、INF 条約におけるミサイルとは一回使用限りのシステム(one-way system)であり、何度も繰り返し使用可能である UAV は条約に抵触しないと論じている。また、ロシアも兵器搭載可能な UAV 開発を行っている点も指摘している²¹。

第 3 の点に関して、米国は現在ルーマニアにイージス・アショアシステムを配備し、ポーランドにも同システムの配備計画を進めている。ロシアは、そこで使用されている迎撃ミサイルの SM-3 の発射機である MK-41 垂直発射システム(VLS)がトマホーク巡航ミサイルも発射可能であるとして、GLCM の発射機保有も禁止している INF 条約に「大きく違反している」と主張している²²。

これに対して米国は、イージス・アショアシステムは GLBM/GLBM を発射するのに必要となるソフト、火器管制ハードウェア、支援装備等を欠いているのであり、「攻撃的な地上発射型の弾道ミサイル又は巡航ミサイル能力を有しておらず」、水上艦に設置される MK-41 と同様の構造内容を利用しているものの、それとは異なると説明している。また、INF 条約が禁止するミサイルを実験も含めて発射したことはないため、禁止される発射機ではないと反論している²³。

この点については専門家からも、イージス・アショアシステムから巡航ミサイル等を発射できるように改修することは容易であるとして、米国の条約違反の可能性を指摘する声もきかれる²⁴。しかし、同システムは巡

航ミサイルを発射できる設定にはなっていないことに加え、米国政府の説明にあるように、INF 条約で問題になるのは発射能力の有無ではなく、実際に同システムを使用して短／中距離の GLBM/GLCM の発射／飛翔実験を行った場合であることから、ロシアの批判は当を得ないものといえる。

INF 条約脱退への急展開

これまでみてきたように、ロシアによる INF 条約違反問題はオバマ政権期に浮上した問題であり、かねてより専門家の間でその是正に向けて議論がなされていた。トランプ政権は、当初は、ロシアの条約違反を深刻に受け止めるとしながらも、同国が再び条約を遵守するような取り組みを追求してきており、条約からの脱退という姿勢は示していなかった。しかし、昨年 10 月に INF 条約からの米国脱退の動きが報道されて以降、事態は急展開を迎えた。

2018 年 10 月 20 日、トランプ政権が INF 条約からの脱退を検討しているとニューヨーク・タイムズ紙が報じた翌日²⁵、中間選挙の遊説のために訪れたネバダ州で記者の質問に答えたトランプ大統領は、米国が同条約を尊重している一方でロシアが順守していないこと、中国が同条約の当事国ではないことを理由に「この合意を終了させ [INF 条約から] 米国は引き上げる」と発言した²⁶。

この直後にモスクワを訪れたボルトン国家安全保障問題担当大統領補佐官も、ロシアの INF 条約の履行違反を批判しながら、米国として同条約からの脱退通告を「やがて」行うであろうと発言し、トランプ発言の信憑性を高めた²⁷。12 月 4 日には、NATO 外相会合に出席したポンペオ国務長官は、ロシアが完全で検証可能な状態で条約を遵守する状態に戻らなければ、米国は「60 日後に [INF 条約の] 履行義務を運用停止 (suspend) する」と発言し、脱退に向けてワシントンが動き出していることを強く印象付けた²⁸。

トランプ政権が条約脱退へと舵を切った直接的な要因は、ボルトン大統領補佐官の影響が大きいと思われる。ボルトン補佐官は、軍備管理の意義自体に非

常に懐疑的な姿勢を一貫して示しており、2014 年の時点で INF 条約からの脱退を提唱していた²⁹。この要因に加え、昨年 8 月には、対口強硬派でボルトン補佐官と同様に軍備管理について懐疑的であると評される、モリソン元下院軍事委員会スタッフが NSC の大量破壊兵器・バイオテロ防衛問題担当の上級部長としてホワイトハウスに加わったことも影響したと思われる³⁰。

ボルトン補佐官の訪口直後、欧州からは INF 条約脱退に向けた米国の動きを懸念する声が米国政府に寄せられていた。しかし、12 月上旬に開催された NATO 外相会合後の声明において、米国は同条約を完全に遵守している一方でロシアの 9M729 システムが重大な違反にあたるとし、モスクワに条約を再び遵守するよう求め、米国の主張を支持する立場を示した³¹。

運用停止の期限が迫る 2019 年 1 月 15 日、ジュネーブにおいてトンプソン国務次官 (軍備管理・国際安全保障) とリャブコフ外務次官との間で協議が行われたが、問題解決に向けた進展はみられなかった。

NATO も 2 月 1 日に声明を発表し、米国やその他の同盟国の働きかけにもかかわらずロシアが INF 条約の重大な違反を是正していない点を指摘し、その対抗措置として米国が同条約の運用を停止し、脱退通告を行うことを「完全に支持する」ことを明示した³²。

果たして 2019 年 2 月 2 日、ポンペオ国務長官は、INF 条約第 15 条に基づきロシアをはじめとする締約国に条約脱退の通告を正式に行ったことを明らかにした。その際、同長官は「[INF 条約] の内容に関するロシアの継続的な不遵守に起因する異例の事象が、米国の究極の利益を危機にさらしている」として、「ロシアがあけすけに違反する中で、米国は本条約にこれ以上拘束されないと結論付けた」と述べた³³。米国の立場からすれば、今後ロシアが 6 カ月以内に条約違反を是正しなければ、8 月 2 日をもって INF 条約は「終了する」ことになる。

(2019 年 3 月 3 日脱稿)

¹ Department of State [DoS], “Remarks to the Press”, (February 1, 2019); DoS, “U.S. Intent To Withdraw from the INF Treaty February 2, 2019”, (February 2, 2019).

² 1991 年のソ連解体により同条約の継承対象として米国が認識する 12 ケ国の内、査察対象となる INF 関連施設を有していたのはベラルーシ、カザフスタン、トルクメニスタン、ウクライナ、ウズベキスタン、ロシアの 6 ケ国であった。米国は、ロシア以外の 3 ケ国（ベラルーシ、カザフスタン、ウクライナも含めるかたちで条約履行を保証するための措置を行っている。DoS, “Narrative”.

³ DoS, “Treaty Between The United States Of America And The Union of Soviet Socialist Republics On the Elimination of Their Intermediate-Range And Shorter-Range Missiles (INF Treaty).”

⁴ DoS, “Memorandum Of Understanding The Establishment Of Data Base For The Treaty Between The Union of Socialist Republics And The United States of America On The Elimination Of Their Intermediate-Range And Shorter-Range Missiles”; DoS, “Protocol On Procedures Governing The Elimination Of The Missile Systems Subject to The Treaty Between United States of America and The Union of Soviet Socialist Republics On The Elimination of Their Intermediate-Range And Shorter-Range Missiles”.

⁵ Amy F. Woolf, “Russian Compliance with the Intermediate Range Nuclear Forces (INF) Treaty: Background and Issues for Congress [Russian Compliance]”, Congressional Research Service, (October 29, 2018), p.13.

⁶ DoS, “Protocol Regarding Inspections Relating To The Treaty Between The United States Of America And The Union Of Soviet Socialist Republics On The Elimination Of Their Intermediate-Range and Shorter-Range Missiles”.

⁷ 秋山信将「第 7 章 透明性、不可逆性、検証可能性」、『米国の核政策および核軍縮・不拡散政策』、国際問題研究所軍縮・不拡散促進センター、(2007 年 3 月)、86-88 頁。

⁸ Woolf, “Russian Compliance”, p.18.

⁹ DoS, “Adherence to and Compliance with Arms Control, Nonproliferation, and Disarmament Agreements and Commitments”, (July 2014), p.8.

¹⁰ DoS, “INF Diplomacy Highlights Timeline”, (November 16, 2018).

¹¹ DoS, “INF Myth Busters”, (November 16, 2018).

¹² DoS, “Trump Administration INF Treaty Integrated Strategy”, (December 8, 2017).

¹³ Department of Defense, *Nuclear Posture Review*, (February 2, 2018), p.10.

¹⁴ “U.S. Hits Russian Missile Designer With Export Restrictions Over Treaty Dispute”, Radio Free Europe/Radio Liberty, (December 19, 2019); Federal Register, “Addition of Certain Entities to the Entity List”, (December 20, 2017).

¹⁵ Marcus Weisgerber, “Pentagon Confirms It’s Developing Nuclear Cruise Missile to Counter a Similar Russian One”, *Defense One*, (February 2, 2018).

¹⁶ Steven Pifer, “How to get Moscow back to compliance with the INF Treaty”, Brookings Institution, (April 26, 2017).

¹⁷ Woolf, “Russian Compliance”, pp.25-28.

¹⁸ Woolf, “Russian Compliance”, pp.26.

¹⁹ DoS, “Refuting Russian Allegations of U.S. Noncompliance With the INF Treaty [Refuting Russian Allegations]”, (November 16, 2018).

²⁰ Woolf, “Russian Compliance”, pp.26-27.

²¹ DoS, “Refuting Russian Allegations”.

²² Woolf, “Russian Compliance”, pp.27-28.

²³ DoS, “Refuting Russian Allegations”.

²⁴ Theodore A. Postol, “Russia may have violated the INF Treaty. Here’s how the United States appears to have done the same”, *The Bulletin of Atomic Scientists*, (February 14, 2019).

²⁵ David E. Sanger and William J. Broad, “U.S. to Tell Russia It Is Leaving Landmark I.N.F. Treaty”, *New York Times*, (October 19, 2018).

²⁶ Julian Borger and Martin Pengelly, “Trump says US will withdraw from nuclear arms treaty with Russia”, *The Guardian*, (October 20, 2018).

²⁷ Anton Troianovski, “National security adviser John Bolton rebuffs Russian appeals to remain in key nuclear-arms pact”, *The Washington Post*, (October 23, 2018); Andrew Roth, “US confirms withdrawal from nuclear arms treaty with Russia”, *The Guardian*, (October 23, 2018).

²⁸ DoS, “Press Availability at NATO Headquarters”, (December 4, 2018). ただし、この宣言は条約法に関するウィーン条約で規定される条約違反の結果としての運用停止（第 60 条）を念頭においたものであると考えられる。

Scott R. Anderson, “What’s Happening with the INF Treaty?”, *Lawfare*, (December 13, 2018).

²⁹ John Bolton and John Yoo, “Obsolete Nuclear Treaty Even Before Russia Cheated”, *Wall Street Journal*, (September 9, 2014).

³⁰ Spencer Ackerman, “John Bolton Brings a Nuclear Superhawk Into the White House”, *Daily Beast*, (August 1, 2018).

³¹ North Atlantic Treaty Organization, “Statement on the Intermediate-Range Nuclear Forces (INF) Treaty”, (December 4, 2018).

³² North Atlantic Treaty Organization, “Statement on Russia’s failure to comply with the Intermediate-Range Nuclear Forces (INF) Treaty”, (February 1, 2019).

³³ DoS, “U.S. Intent To Withdraw from the INF Treaty February 2, 2019”.

プロフィール

profile

地域研究部

米欧ロシア研究室

研究員 新垣 拓

専門分野：米国の外交・核・核不拡散政策、NATO 核シェアリング制度の変遷

本欄における見解は、防衛研究所を代表するものではありません。
NIDS コメンタリーに関する御意見、御質問等は下記へお寄せ下さい。
ただし記事の無断転載・複製はお断りします。

防衛研究所企画部企画調整課

直 通：03-3260-3011

代 表：03-3268-3111 (内線 29171)

F A X：03-3260-3034

※ 防衛研究所ウェブサイト：<http://www.nids.mod.go.jp/>